

令和6年度 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定案に対する意見及び対応方針

添付資料 2

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
1	基本方針	1 前文	シェアリングへの移行は物品によっては適さず、適正運用がなければ環境負荷が増す可能性があるため、「シェアリングの活用も検討」にとどめるべき。	シェアリングへの移行に関する記載については、ご意見を踏まえ「物品等の合理的な使用、シェアリングの活用等に努める」に修文いたします。	2
2			シェアリングへの移行に関して、具体的な取扱いが不明確なため、具体的な行為としての文言や補足を求める。		
3			初期需要の創出への貢献が求められる先端的な環境物品等の意味が不明確なため、用語の補足や例示を求める。	第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）において「環境配慮型の公共調達を増加させていくことは、既存の製品・サービスの普及を通して、市場・需要の創出につながる。自然資本投資の拡大に呼応し、最先端の脱炭素製品・技術に対する初期需要を我が国全体で喚起・創造することも重要である。少数企業しか応れできない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていない又は今後の普及が見込まれる優良な環境製品・技術・サービスについて、現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえ、政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が率先してこれらの製品・サービスを調達する方針を示すことで、政府として初期需要創出に貢献し、企業が「経路依存性」や「イノベーションのジレンマ」に陥らずに、これらの製品・サービスを開発・社会実装・普及する取組を後押しする。」とされていることを踏まえて記載しているものです。同注141では、グリーンスチール、CO2吸収型コンクリート・カーボンサイクルセメントなどが例示されています。	1
4		2 定義	「調達に際しての支障」として具体的にどのような状況を想定しているのかを明らかにする必要がある。特に、金額や調達可能な数量の制約が該当するかどうかについての確認が求められる。	例えば調達を行う品目のうち、基準値1を満たす物品が納期に間に合わない場合、求める仕様が満たせない場合等が「調達に際しての支障」に当たるものと想定されます。	1
5			改定前の「同一事項において複数の基準値を設定」の場合は、単に(lm/W)数値の違いと認識していた。改定案の「より高い環境性能を示すもの」の場合も同様に解釈できるかと思う。改定による具体的な違いがあれば提示してほしい。	2段階の判断の基準が設定されている品目によって基準値1、基準値2の考え方は異なっていますが、LED照明器具の場合はご理解のとおり、数値（エネルギー消費効率）の違いによって区分しています。従前の基準値1を満たす製品は、引き続き基準値1となります。	1
6			定義の「基準値1」に関して「可能な限り調達を推進」が「調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進」に変更されたことにより、調達を計画する際どのように変わるか具体的に想定できない。	調達するか否かの判断は各機関が当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して調達方針に定めることとされており、その際に「調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り」調達を推進することとなるため、具体の適用は、個々の事情によると考えられます。	2
7	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	改定案の「基準値1」による調達が事実上強制されるのか。「基準値 1」による調達を強制するものでないならば、「努力義務」「努力目標」等の文言を補足すべきではないか。		
8			「基準値1」と「基準値2」を分ける具体的な基準を公開し、数値の明記を求める。削減実績量の大小についても明示する必要がある。	定義のとおり、基準値1は「より高い環境性能の基準」、基準値2は「最低限の基準」となっています。基準値 1 , 2 に具体的な数値が盛り込まれる基準もあれば、そうでない基準もありますが、今回提示した共通の判断の基準案は、基準値1の要件を満たす鉄鋼の使用量や使用割合は特に定めておりません。基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されている場合であって、当該品目の判断の基準（2段階の判断の基準を含む。）を満たす場合に基準値1となります。	1
9			共通の判断の基準で使われている基準値1という言葉と、ガス温水機器、石油温水機器で使われている基準値 1 の意味合いが異なっているため、同意ではないことの記載分けを要望する。	別記の定義において「判断の基準」「基準値1」「基準値2」及び「配慮事項」について定義しています。「基準値1」は当該品目における「より高い環境性能の基準」とされており、必ずしも定量的な基準を想定しているものではありません。ただし、ご指摘を踏まえ、次年度以降適切な名称について検討を行うこととします。	1
10			共通基準が適用される対象品目を明確化すべき。個別品目の判断の基準で、基準値1と基準値2が定められている場合、共通の判断の基準がどのように適用されるのか不明確。個別品目の基準値1または共通の判断の基準の基準値1のどちらか一方を満たせば基準値1適合製品となると解釈してよいか、本文中に明記すべきである。また2段階の判断の基準が設定されていない品目に対しても同様に明記すべきである。	2段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値1を満たす場合又は基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されている場合であって、当該品目に係る基準値2（基準値1を含む。）を満たす場合は基準値1となります。また、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されていない場合は、当該品目に係る基準値2を満たすことで基準値2となります。2段階の判断の基準が設定されていない品目については、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用された物品であって、当該品目に係る判断の基準を満たす場合に限り、基準値1となります。なお、基準値1の要件を満たす鉄鋼を使用していない場合のグリーン購入法への適合の判断は、従前どおり、当該品目に係る判断の基準を満たす場合はグリーン購入法に適合します。ご意見を踏まえ上記の内容を記載いたします。	2
11			現状、照明器具の基準値1と2の判断は(lm/W)である。黒板灯や空間演出を目的としたグレア低減等の配光制御を重視した器具は、まだ基準値1を満足しない物もある。製造メーカー各個社と業界として満足するよう努力せねばならないが、現状として「基準値1への位置づけを検討」は選択肢を狭めることにならないか懸念する。		

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
12	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	個別品目の「品目及び判断の基準等」に2段階の判断基準（基準値1と基準値2）が定められている場合、共通の判断の基準をどのように適用するのか不明確。横断的な基準と品目個別の基準がある場合、その解釈や適用について市場に混乱を生じさせることになるため、わかりやすく実効的なものとすべき。また、2段階の判断基準が設定されていない品目は、今般、共通の判断の基準が基準値1相当であるなら、共通の判断の基準は適用対象外と考える。但し書きがつくケースも想定されているのであれば、整合性の観点から、当該部分は配慮事項にすべきと考える。	2段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値1を満たす場合又は基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されている場合であって、当該品目に係る基準値2（基準値1を含む。）を満たす場合は基準値1となります。また、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されていない場合は、当該品目に係る基準値2を満たすことで基準値2となります。 2段階の判断の基準が設定されていない品目については、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用された物品であって、当該品目に係る判断の基準を満たす場合に限り、基準値1となります。なお、基準値1の要件を満たす鉄鋼を使用していない場合のグリーン購入法への適合の判断は、従前どおり、当該品目に係る判断の基準を満たす場合はグリーン購入法に適合します。 ご意見を踏まえ上記の内容を記載いたします。 また、鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の早急かつ率先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大が必要と考えられます。このため、他の環境施策との連携強化による相乗効果を図るものとして基準値1に位置づけ、原材料に鉄鋼が使用されたすべての品目を対象とします。	1
13			基準値1を満たさない場合でも、各品目の判断基準を満たせばグリーン購入法の適合品となるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。 2段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値1を満たす場合又は基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されている場合であって、当該品目に係る基準値2（基準値1を含む。）を満たす場合は基準値1となります。また、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されていない場合は、当該品目に係る基準値2を満たすことで基準値2となります。 2段階の判断の基準が設定されていない品目については、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用された物品であって、当該品目に係る判断の基準を満たす場合に限り、基準値1となります。なお、基準値1の要件を満たす鉄鋼を使用していない場合のグリーン購入法への適合の判断は、従前どおり、当該品目に係る判断の基準を満たす場合はグリーン購入法に適合します。	1
14			「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改定案』P9では基準値1と2の定義が示されているが、鉄鋼使用物品の判断基準には基準値1のみが示されており、定義と一致しないため、配慮事項とすることを提案する。	原材料に鉄鋼が使用された物品は、物品の品目に対して基準値1を設定しています。原材料に鉄鋼が使用された物品の基準値2に当たる基準は、個別品目の判断の基準（2段階の判断の基準が設定されている場合は基準値2）が該当します。	1
15			基準値1,2の設定がない品目（例：オフィス家具）への適用可否について明記すべき。	現段階では対象品目を絞ることなく、原材料に鉄鋼が使用されたすべての品目を対象としています。2段階の判断の基準が設定されていない品目については、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用された物品であって、当該品目に係る判断の基準を満たす場合に限り、基準値1となります。なお、基準値1の要件を満たす鉄鋼を使用していない場合の適合の判断は、従前どおり、当該品目に係る判断の基準満たす場合はグリーン購入法に適合します。	1
16			環境保全を重視して省エネ、3R、CFP値低減などに業界をあげて積極的に取り組んできているが、今回の改定案に関して、来年度のグリーン購入法から、すべての品目に一律に適用する「1. 共通の判断の基準」の唐突な追加に反対する。	貴業界におけるこれまでの環境保全に対する取組には敬意を表すとともに、感謝申し上げます。 鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の率先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大を図ることが必要と考えられます。このため、共通の判断の基準を設定し、可能な限り早急に国等の調達を進めることとします。	1
17			本基準の設定により環境負荷削減効果が実質的に見込める品目に限定した上で、その関連業界と実行可能性も含め、十分に協議すべき。	鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の早急かつ率先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大が必要と考えられます。このため、現段階では対象品目を絞ることなく、原材料に鉄鋼が使用されたすべての品目を対象とします。	3
18			自動車など、鉄鋼を多く使用する物品から先に「共通の判断の基準」を適用すべき。		
19			環境負荷削減効果が見込める品目に限定すべき。		
20			「削減実績量が付された鉄鋼」の採用については、市場への流通量を考慮し「配慮事項」とし可能なものから順次対応すべき。	鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の早急かつ率先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大が必要と考えられます。このため、他の環境施策との連携強化による相乗効果を図るものとして基準値1に位置づけ、原材料に鉄鋼が使用されたすべての品目を対象とします。	2
21			基準値1のうちでも削減効果の大きい製品から優先的に調達されるものと思われるが、その具体的な手順および基準を明記すべき。		

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
22	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	「原材料に鉄鋼が使用された物品」の判断の基準は、「当該品目に係る判断の基準を満たすこと」、「製品に使用される鉄鋼のCFPが算定され、開示されていること」、「削減実績量が付された鉄鋼が使用されていること」の3要件すべてを満たす必要があるのかを明確にすべき。	ご意見を踏まえ修文いたします。	1
23			共通の判断の基準が適用となる鉄鋼の使用量、使用割合を規定すべき。	今回提示した共通の判断の基準案は、基準値1の要件を満たす鉄鋼の使用量や使用割合は特に定めておりません。したがって、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用されている場合であって、当該品目の判断の基準（2段階の判断の基準が設定されている場合は基準値2）を満たす場合に限り、基準値1となります。	5
26			「削減実績量が付された鉄鋼」の使用割合を明確にすべき。		
27			微量の鉄鋼使用物品も該当するか不明なため鉄鋼の割合を明確すべき。		
28			共通の判断基準の適用方法について鉄鋼を対象とする理由を明記すべき。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考えております。	1
29			改定案では「原材料に鉄鋼が使用された物品」に対してのみ共通の判断基準を設けているが、他の原材料については同様の基準を設けていない理由を明らかにする必要がある。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え、今回の検討過程で募集した際にいただいた提案も踏まえて設定するものです。なお、他の原材料の取扱いについては引き続き検討を行います。	1
30			新たな「原材料に鉄鋼が使用された物品」に関する基準について、鉄鋼を使用しない品目には基準を適用しない旨を明記すべき。	対象は「原材料に鉄鋼が使用された物品」としており、誤解は招かないものと考えます。	1
31			令和7年度以降のグリーン購入法から、すべての品目に一律に適用する「共通の判断の基準」の導入は、品目個別の「品目及び判断の基準等」との関係、環境負荷低減（削減効果）の根拠等不明な点も多く、提案内容は尚早。共通の判断の基準を原材料に鉄鋼が使用された物品に適用する理由を明記すべき。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え、今回の検討過程で募集した際にいただいた提案も踏まえて設定するものです。	1
32			鉄鋼が使用された物品（例 オフィス家具）において基準値1を満たさない場合、グリーン購入法に適合か否かについて明確にすべき。	基準値1の要件を満たす鉄鋼を使用していない場合のグリーン購入法への適合の判断は、従前どおり、当該品目に係る判断の基準を満たす場合はグリーン購入法に適合します。なお、2段階の判断の基準が設定されていない品目については、基準値1の要件を満たす鉄鋼が使用された物品であって、当該品目に係る判断の基準を満たす場合に限り、基準値1となります。	1
33			この基準の施行は、改正が発行され次第なのか、あるいは猶予期間が設けられるか。	判断の基準等を含む本基本方針は、閣議決定をもって内閣の決定事項となります。ただし、法7条の規定により、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して当該機関の調達方針を定めることとされており、実務的には年度単位で各機関が定めた調達方針に従って運用されることになります。	1
34			製品の定量的環境情報の開示、削減実績量が付与された鉄鋼の使用について調査、データ作成等に時間がかかるため1年程度の経過措置を設けるべき。	鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の率先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大を図ることが必要と考えられます。このため、共通の判断の基準を設定し、可能な限り早急に国等の機関において調達を進めることとします。	2
35			非常に幅広い品目に影響するため、本基準を来年度から適用すると、物品の供給者側、調達者側の双方に混乱を生じる懸念がある。対象となる品目の各業界と十分に議論し、本基準の適用開始までに十分な期間を設けるべきである。	なお、「共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値1を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない」と備考に記載することにしました。	

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
36	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	但し書きについて以下の点を明確化すべき。 ①「生産時期と出荷時期に差が生じている」とは、何の差が生じていることを指すのか。明確化すべきである。 ②「当該基準値1を適用することが困難な場合」とは、どのようなケースを想定しているのか。明確化すべきである。 ③「この限りではない」とは、困難であることを理由に基準値1の要求を満たさなくても基準値1とみなされるということなのか、それとも困難な場合は基準値1とならないということなのか。明確化すべきである。	但し書きについて、ご意見を踏まえ、「共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値 1 を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない」と明確化を図る修文を行った上で、今後の調達時の対応を想定して「調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと」を合わせて備考に記載することにしました。	2
37			「当該基準値 1 を適用することが困難な場合」、「生産時期と出荷時期に差が生じている等」と判断するための基準をより具体的に定義すべき。		
38			CFPの算定・開示の対象は、特定調達品目に該当する製品を指すのか。	鉄鋼のカーボンフットプリントとなります。ご意見を踏まえ明確化のため修文いたします。	1
39			開示対象の定量的環境情報を明確化すべき。「削減実績量が付された鉄」を製造・販売しているすべての企業が、「削減実績量が付された鉄」の定量的環境情報を開示することができると考えてよいか。	基準値1の要件として「定量的環境情報（カーボンフットプリント）が算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付されていること」が求められているため、定量的環境情報が開示されないものは基準値1の要件を満たしません。ご意見を踏まえ修文いたします。	1
40			鉄鋼のCFPを指すことが分かるように文言を追加すべき。	ご意見を踏まえ修文いたします。	1
41			定量的環境情報の算定および低炭素の鉄鋼製品を評価・格付けするため、製品の実排出量（CFP:カーボンフットプリント）に基づく評価基準の検討を開始すべきである。検討後、それを「判断の基準」として設定し、公的調達の対象を検討すべきである。CFP基準策定までの暫定措置として、利用可能なデータ・知見に基づいたCFP削減レベルの目安を設計すべきである。 これらの評価基準を明確にし、トレーサビリティとデータの透明性を担保し、SBTiに対応するような基準とするべきである。例えば、SteelZeroのような国際的な民間団体が目指しているものと整合性を取ることが望ましい。	ご意見は今後の検討に当たり、参考とさせていただきます。	1
42			CFPの算定・開示は、対象物品について地理的、時間的バウンダリー等を設定してライフサイクルGHG排出量を算定・開示するものであり、「削減実績量の証書が付された鉄鋼」をCFP算定・開示の際にどのように扱うのか不明瞭。また、ライフサイクル全体のGHG排出量が多い品目への適用を考慮すべき（建設資材・橋梁等の社会インフラ等）。	定量的環境情報（CFP）は、備考に示したとおり、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は「カーボンフットガイドライン」等に整合して算定したものとされています。また、製品のライフサイクル全体のカーボンフットプリントを考慮した対象品目の選定については引き続き検討を行います。	1
43			削減実績量が付された鉄について、普及が不十分で供給量に制限があるため、選択肢の1つとすべきであり、共通の判断の基準として盛り込むのは時期尚早。海外での調達が難しい場合の対応を検討することが必要であり、海外生産品が日本生産品に対し不利な条件で公平性に欠ける。また、現状ではマスバランス方式のEPDへの適用が難しいため、整合性を確認すべき。さらに、費用負担の増大も懸念される。	鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の率優先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大を図ることが必要と考えられます。普及が不十分で供給量に制限があるとの懸念も踏まえ、調達の際に満たすことが必須となる基準値 2 ではなく、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進する基準値 1 に位置づけ、可能な限り早急に国等の機関において調達を進めることとします。 今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、ご指摘の整合性等を踏まえて再度検討することとします。	1
44			削減実績量だけではなく炭素強度も考慮に入れるべき。例えば電炉材はももとの排出量が高炉材に比して低いため削減の余地があまり残っており、不利となる。まずは炭素強度を第一の基準とすべき。	ご意見は今後の検討に当たり、参考とさせていただきます。	1
45			削減実績量の証書が付された鉄については、EPD（CFP）算定基準でマスバランス方式の考え方は適用できるのか不透明。また、日本鉄鋼連盟作成のガイドラインの手続に従って削減実績量が証書として付された鉄鋼に限定されているが、国際的なプログラムホルダー間の相互認証など国際的な配慮の観点についても検討が必要。さらに、将来的な供給量（コストにも影響）や海外生産の製品における調達等の予見性見通しも重要と考える。	鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の率優先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大を図ることが必要と考えられます。このため、他の環境施策との連携強化による相乗効果を図るものとして基準値 1 に位置づけ、可能な限り早急に国等の機関において調達を進めることとします。 今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、ご指摘の整合性等を踏まえて再度検討することとします。	1
46			「共通の判断の基準」の導入による「原材料に鉄鋼が使用された物品」の調達コスト増と、これにより減少する温室効果ガスの総量を具体的な数字で示してほしい。	調達量や調達価格は個別の契約で決まるため、具体的な数値を示すことはできません。	つ

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
47	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	マスパランスガイドラインに準拠した鉄鋼製品の価格上乘せ分（エキストラ価格）と、その費用対効果について具体的な金額と見解を示してほしい。		2
48			調達者からも情報へのアクセスができるよう、削減実績量が付された鉄鋼の認証状況や供給状況が、ウェブサイト等で容易に確認できるようにしてほしい。	対象となる品目・物品については関係省庁と連携の上、情報提供に関する検討を行ってまいります。	2
49			削減実績量が付された鉄鋼の市場供給状況を把握し、調達者へ情報提供すべき。		
50			基準値1を満たすためには国内製鉄鋼に限定される可能性もある。コスト面の懸念、サプライチェーンへの影響もあり、基準値1の(lm/W)を満足し且つこの原材料鉄鋼を使用した製品と、製造の調達に係る自由度を持たせるために使用しない（基準値1適合外）製品を揃えることも考えられるが、運用と管理面を鑑みると全体的なコストアップとなり困難で、結果として基準値1を求める調達者要求に答えられなくなると思われる。次年度改定としては「配慮事項」とし他の選択肢も加えていただきたい。	鉄鋼業のGX推進の観点から、市場創出の初期段階においては国等の機関の率先的な調達を通じて政策的に社会実装を促進し、早期の市場拡大を図ることが必要と考えられます。このため、他の環境施策との連携強化による相乗効果を図るものとして基準値 1 に位置づけ、可能な限り早急に国等の機関において調達を進めることとします。	1
51			海外の製造拠点においてはグリーンスチールの調達が難しく、コスト上の制約もある。グリーンスチールに限定せず「再生素材の鉄鋼」の使用を「共通の判断の基準」に盛り込んでほしい。再生素材の鉄鋼使用について、電気電子機器でリサイクル鉄鋼の入手可能性とコストを考慮すると製品に使用する鉄鋼の10%が妥当と考えられる。	「カーボンフットプリントが算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付された鉄鋼であること」を満たす場合は、再生素材の鉄鋼使用であっても、基準値1の原材料に鉄鋼が使用された物品となります。	1
52			「原材料に鉄鋼が使用された物品」に資源循環に関する基準が含まれていない理由と、資源循環・リサイクルの重要性を「共通の判断の基準」に含まれていない理由を明らかにしてほしい。	資源循環・リサイクルの重要性は本基本方針前文の環境物品等の調達の推進に関する基本的方向で示しているとおりであり、品目毎の判断の基準にその観点が含まれるものと考えています。今回追加する共通の判断の基準については、あくまで品目毎の判断の基準とあわせて適用するものであり、その意義は基本方針全体を踏まえて判断されるものです。	3
53			「原材料に鉄鋼が使用された物品」には、資源循環に関する基準が含まれていない。電炉鋼材が使用された物品が調達されないことで鉄の資源循環・リサイクルを放棄することにならないかについて見解を示されたい。併せて、判断の基準に電炉鋼材であること又は原材料に占める再生資源（鉄スクラップ）の割合の開示を加えることで資源循環にも配慮すべきであるとする。		
54			「共通の判断の基準」に資源循環・リサイクルの見地を含めるべきと考えるが含まれていない理由と、これが当然に求められるのであれば、その旨を明記すべきであるという考えについての見解を示してほしい。		
55			電炉材や直接還元鉄を使用した製品についても明記し、電炉材を他の素材に切り替えなければならないといった疑念および混乱をもたらさないようにすべき。また、電炉材も基準値 1 に該当するか否かを明確化すべき。	「カーボンフットプリントが算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付された鉄鋼であること」を満たす場合は、電炉材や直接還元鉄を使用した製品であっても、基準値1の原材料に鉄鋼が使用された物品となります。	3
56			資源循環材である電炉鋼材は、シンプルなプロセスを通じて低いCO2排出量を実現している。既に多くの分野で使用されており、カーボンニュートラルや資源循環の要請から需要が拡大している。再生可能エネルギーの普及や技術革新により、今後さらに低炭素製造が進むと見込まれている。電炉鋼材が使用可能な分野においては、その活用を進める制度設計が、低炭素社会と循環型社会の実現に向けて重要であるとする。		
57			「原材料に鉄鋼が使用された物品」の共通判断基準の追加は不当であり、電気炉業界の排除や高炉業界への過剰な支援、消費者負担の増加を招くため、否定的な意見を表明する。		
58			照明は個別の改定対象になっていないが、現状配慮事項にCFPの算定開示が規定されている。今回共通の基準が設定され、鉄鋼を使用する製品は「基準値1」を満たすには必須となっていることについて、削減実績量が付された鉄鋼が使用されていることが 日本鉄鋼連盟のガイドラインに沿って認証されたグリーンスチールとなると、再生鉄は基準外になると思われ、政府が提唱する環境循環仕様に沿わないのではないか。	「カーボンフットプリントが算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付された鉄鋼であること」を満たす場合は、再生鉄であっても、基準値1の原材料に鉄鋼が使用された物品となります。なお、個別物品の基準値 1 である物品は、引き続き基準値 1 となります。	1
59			マスパランス方式によらない、電炉材や直接還元鉄等を使用してCO2削減を図った製品についても第三者認証を取得したものであれば基準値 1 に該当するものとするというような複数の基準を設けるべき。また、再生鉄の使用や各社が製品に使われる鉄鋼部品をカーボンオフセットするなどの手段も認めるべき。	「カーボンフットプリントが算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付された鉄鋼であること」を満たす場合は、再生鉄であっても、基準値1の原材料に鉄鋼が使用された物品となります。 ご意見のとおり、温室効果ガス排出削減に当たっては多様な選択肢が必要と考えます。今後検討する場合の参考とさせていただきます。	1

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
60	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	再生鉄の利用も認められるべき。また、Jクレジットやグリーン電力証書、非化石証書などの利用、カーボン・オフセット等の手段もある。既に「CFPの算定・定量的環境情報が開示されていること」が判断の基準や配慮事項に含まれている物品もあり、共通の判断の基準で多様な手段の選択肢を狭める必要は無いと考える。	「カーボンフットプリントが算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付された鉄鋼であること」を満たす場合は、再生鉄であっても、基準値1の原材料に鉄鋼が使用された物品となります。 ご意見のとおり、温室効果ガス排出削減に当たっては多様な選択肢が必要と考えます。今後検討する場合の参考とさせていただきます。	1
61			マスバランプランによる鉄鋼製品が環境性能の高さを示す基準にならないという指摘がある。マスバランスガイドラインの手続への準拠を打ち出した理由とその根拠を明らかにしてほしい。	今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。 なお、鉄鋼業のGX推進の観点から、可能な限り早急に国等の機関において率先調達を進めるため、既存のガイドラインを採用しました。	2
62			マスバランプランでは、温室効果ガスの削減量を一部の製品に集中させるため、削減のない製品が引き続き生産される。各機関で調達する鉄鋼製品をすべてマスバランス鉄でまかなう考えか。また、各機関の需要総量がマスバランス鉄の国内生産量に見合うかどうかの検証がされているか、その具体的な内容と根拠を明らかにしてほしい。		
63			現時点では割高なマスバランス製品を調達することに関して、財政的な持続可能性の観点から現実的に調達を継続できるか否かについてどのような想定がなされているか。具体的な正当性または根拠を明記すべき。また、鉄鋼連盟自体もマスバランス方式はトランジション期のソリューションと位置づけているところ、マスバランス製品の調達における出口戦略も明記すべき。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え「原材料に鉄鋼が使用された物品」を最初の対象として選定しました。また、可能な限り早急に国等の機関における率先調達を進めるため、既存のガイドラインを採用しました。 今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。	1
64			JISF認証のマスバランス方式による鉄を「環境負荷削減効果のある製品」と認定して優先調達することには、透明性、公平性、国際基準との整合性、政策目標との整合性の観点から多くの課題や法的リスクがある。この基準を導入する前に、国際的なベストプラクティスや実効性の高い脱炭素技術の評価方法について慎重な検討が必要である。したがって、今回の導入は不適切（見送るべき）である。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え「原材料に鉄鋼が使用された物品」を最初の対象として選定しました。また、可能な限り早急に国等の機関における率先調達を進めるため、既存のガイドラインを採用しました。 今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。また、業界のガイドラインでは、GHG 排出削減量の内部管理および配分が適正に運用されていることについて、第三者認証機関により検証され認証を得ていることが要件とされています。	1
65			「マスバランス製品」は必ずしも低炭素排出製品ではない。他から削減量を移行しても、製品のカーボンフットプリント（CFP）が低炭素かどうかを判断できない。公共調達の対象として適した環境性能を判断するためには、製品の実排出に基づくCFPを評価する数値基準が必要である。改定案には「マスバランス製品」の環境性能を評価するCFP基準案が含まれていないため、「共通の判断の基準」「基準値 1」を設定すべきではない。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え「原材料に鉄鋼が使用された物品」を最初の対象として選定しました。また、可能な限り早急に国等の機関における率先調達を進めるため、既存のガイドラインを採用しました。 今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。また、業界のガイドラインでは、GHG 排出削減量の内部管理および配分が適正に運用されていることについて、第三者認証機関により検証され認証を得ていることが要件とされています。	2
66			マスバランス製品を「基準値 1」と位置づけるべきではない。マスバランス方式は鉄鋼生産の脱炭素化に大きく貢献せず、実質的な排出削減に繋がらない。買い手にとって価値が低く、SBTiなどの国際基準とも整合性がないため、このようなクレジットは買い手のスコープ 3 排出削減に貢献しない。	なお、基本方針全体を通じて、定量的環境情報の算定や、カーボンオフセットをもって基準としている事項が多数あり、ご指摘の数値基準がなければ基準値を設定できないという関係にはありません。	
67			日本鉄鋼連盟が作成したマスバランスガイドラインの手続への準拠を求めることは、鉄鋼製品市場の閉鎖効果をもたらすおそれもあると思われ、適切ではないと考えるが、この点について考えを明らかにされたい。	「カーボンフットプリントが算定・開示されていること」かつ「削減実績量が付された鉄鋼であること」を満たすことが鉄鋼製品を限定するものにはなりません。今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。	1
68			鉄鋼連盟のガイドラインを根拠とする旨規定があるが、民間団体によるガイドライン 1 つのみを政策の根拠とするのはリスクが高いのではないか。	今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。	1

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
69	共通の判断の基準	3 原材料に鉄鋼が使用された物品	公共セクターによるグリーン鉄製品の調達を促進し、グリーン市場の創出を図る今回の方針は、脱炭素化に向けた重要な一歩であり評価できる。しかしながら、現時点では、以下の点についてより詳細な検討が必要。 ・消費者や市場の誤解：JISFのマスバランス方式は実際の排出削減量と結びつかず、誤解を招く可能性がある。実際の排出量データに基づく評価基準の設定等が必要 ・定義や判断基準の見直し：JISFガイドラインの定義は国際規格と整合性がなく、透明性と信頼性を高めるために同一生産拠点をベースとする等の見直しが必要 ・透明性の欠如：マスバランス方式は透明性に欠け、追加性や削減量の管理が不十分である。信頼性を確保するため、割り当て方法の透明性を図ることが必要 ・投資家の懸念：日本の鉄鋼メーカーが国際競争力を失う可能性があり、現行の方式では将来の競争力が懸念される	今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。	1
70			グリーンスチールを今回の改定に含めることは市場形成に寄与し、推進すべきである。しかし、以下の理由から現時点では「一般社団法人日本鉄鋼連盟作成のガイドライン」を参照すべきではない。 1. マスバランス方式を必要としない低炭素鋼材（例：電炉鋼材）を除外する可能性があるため、現時点では電炉鋼材の購入を促進すべきである。 2. マスバランス方式による排出削減量のアロケーション方法は国内外で議論中であり、結論が出ていないため、基本方針に含めるべきではない。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え原案のとおりとします。今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。	1
71			下記の理由から「鉄連ガイドライン」に基づく「マスバランス製品」は判断の基準「基準値 1」として位置づけるべきではない。 1. 「鉄連ガイドライン」の要件では、削減プロジェクトの「追加性」やベースライン設定があいまいで、削減量の算定基準が明確でないため、ガイドラインとして適切ではない。 2. 「マスバランス製品」は削減量を任意の製品に割り当てるが、削減量のトレーサビリティが確保されていない。削減プロジェクトの内容や削減量の算定根拠、情報開示などの透明性確保が必要である。 3. 「鉄連ガイドライン」の「マスバランス製品」は従来のチェーンオブカस्टディの概念を変更するものであり、国際的な議論が必要である。 4. 「鉄連ガイドライン」は業界団体による自主的ルールであり、ガイドラインの内容を精査できていないと思われる。公的な組織体によりオープンな議論を行う必要がある。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え原案のとおりとします。今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。また、業界のガイドラインでは、GHG 排出削減量の内部管理および配分が適正に運用されていることについて、第三者認証機関により検証され認証を得ていることが要件とされています。	1
72			JISF認証のマスバランス方式による鉄を「環境負荷削減効果のある製品」と認定して優先調達することには、透明性、公平性、国際基準との整合性、政策目標との整合性の観点から多くの課題や法的リスクがある。この基準を導入する前に、国際的なベストプラクティスや実効性の高い脱炭素技術の評価方法について慎重な検討が必要である。したがって、今回の導入は不適切（見送るべき）である。	我が国のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、鉄鋼業界からの温室効果ガス排出削減は不可欠な状況です。また、鉄鋼業の脱炭素化は一足飛びに進まず、トランジション段階にある技術を導入することで最大限の排出削減を進めることが必要となります。このため、鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え「原材料に鉄鋼が使用された物品」を最初の対象として選定しました。	1
73	文具類	4 文具類全般	公共のグリーン調達は民間企業の調達方針にも影響を与えるため、公的機関が関与してガイドラインや判断基準を検討し、課題を解決した上で基本方針に適用すべきである。	鉄鋼業のGX推進の観点から、国等の機関の早急かつ率先的な調達が必要と考え「原材料に鉄鋼が使用された物品」を最初の対象として選定しました。また、可能な限り早急に国等の機関における率先調達を進めるため、既存のガイドラインを採用しました。 今回の共通の判断の基準案の提示に当たって適用する削減実績量については、業界のガイドラインを採用することとしますが、現在実施している日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討することとします。	1
74			印刷用紙の総合評価値を紙製文具に適用し、今回の改正案（古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計）といずれかを選択できるとすることを提案する。なお、茶封筒に使用する未晒あるいは半晒のパルプについては白色度の加算値として5点を加点することを併せて提案する。森林認証材や間伐材は供給量が限られており、手に入らないのが現状であり、今回の改定は古紙不足の解決策にはなっていない。また、備考26に関し、森林認証（例えばFSC認証）では、古紙クレジットと森林認証材クレジットの併用は行われず、古紙クレジットの場合はバージンパルプとして管理木材パルプが用いられる。	新たな判断の基準案の見直しは、ご指摘の古紙不足の観点からの実現可能性を含めて業界など関係者と協議の上実施したものです。したがって、原文のとおりとします。	1

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
75	画像機器等	5 プリンタ等	製品のメーカー側しか知りえない販売開始日の情報は、調達側の確認の負担が大きくなるため基本方針に盛り込むべきではない。また、販売開始日はメーカーの直接販売か、商社等を介した間接販売か、大手小売店かによって、同じ製品でも異なる場合があり混乱を招くため、備考10及び11は削除すべきである。	ご指摘のとおり、「販売前」の製品に関する販売開始日等の情報は製造事業者又は販売事業者以外は知ることが困難な情報です。しかし、既に販売されている製品については製造事業者又は販売事業者を確認することが可能です。したがって、ご指摘のような懸念はないものと考えられることから、原文のとおりとします。	1
76		6 ファクシミリ	「オ、少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。」について、再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の評価、採用に時間がかかるため 1 年程度の経過措置を設けていただきたい。	新たな判断の基準案の見直しは、実現可能を性含めて業界など関係者と協議の上、対応を前進させるため「少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること」を導入するものです。したがって、原文のとおりとします。	1
77	オフィス機器等	7 一次電池又は小形充電式電池	温室効果ガス排出量の算定は製品によって難易度が異なり、特に電池の特殊材料は難しい。材料メーカーの体制整備が必要であるため、今後、配慮事項から判断の基準へ格上げする場合には、業界団体や製造メーカーの意見を反映していただきたい。	ご意見のとおり、判断の基準として設定するなど見直しを実施する場合は、再度協議したいと考えております。	1
78	災害備蓄用品	8 備蓄用作業服	エコマーク認定基準（使い捨て製品でないことの要件）と災害備蓄用品の基準が矛盾するため、エコマーク認定を基準とするのは適切ではない。	今回の改定案で提示した備考 1 の記載では、誤解を生ずる恐れがあるため、ご意見を踏まえ修文いたします。 なお、エコマークではワンウェイ製品を「使い捨て製品」と「使い切り製品」に区別しています。備蓄用作業服は「使い切り製品」を想定しており、製品の用途や機能、衛生面での配慮、法律的な制約などの理由により繰り返し使用が不可能な製品で、かつ繰り返し使用できる代替製品がないものです。	4
79			備蓄用作業服は天然繊維、化学繊維を原料とした作業着（防護服）前提としているが、「一度使用した後に、再び着用することは想定していない」旨の記載がある。使い捨て商品をグリーン購入に品目掲示することは、そもそもグリーン購入の目的に反している。		
80			防護服は、着用後に防護する衣類にリスクが残留するかにより再利用有無を決められる。リスクが残らない場合はリユース（視認性、防弾、防刃、耐熱、難燃等）、リスクが残る場合はワンリミットユース（化学薬品、ウィルス、放射線粉じん等）として使い分けるのが一般的である。また、リスク残留している場合、リサイクルやサーマルリサイクルはその取り扱いの難しさより困難なため、使用後のリサイクル等はできないが、リユース作業服は再着用可能である。本記載内容では使用後または備蓄期間満了後に、再利用可否にかかわらず全て廃棄するため、環境悪化を助成するものである。		
81			災害は多岐にわたり、またそのリスク対策もそれぞれ異なる。備考） 1 の記載では、震災や台風対応用に使い捨て作業服を備蓄し使用することとなり、従来の使い捨てでない防災服や防火服での作業時に使い捨て防護服を使用せざるをえなくなり、逆に安全を脅かすことになる。想定リスクや用途に合った防護服選定ができなくなり、安全保護具（防護服）の選定や調達に影響が出る。		
82			防護服を含む備蓄用作業服にエコマーク認定基準を加えると、選択肢が狭まり、災害時の調達難に対応できなくなる可能性があるため、基準を外すべき。	判断の基準①又は判断の基準②の「いずれか」の要件を満たすこととされており、エコマーク基準はOR基準の一つです。したがって、選択肢は増えていることから、原文のとおりとします。 なお、今回の改定案で提示した備考 1 の記載では、誤解を生ずる恐れがあるため、ご意見を踏まえ修文いたします。	4
83			該当のエコマーク取得している使い捨て作業着（防護服）は日本国内 1 社のみしか製品展開をしておらず、グリーン調達時の供給不安を感じる。また、公正な調達が行われないものと考える。		
84			グリーン調達時、海外のみで販売している商品は本品目判断の基準により、50%以上の原料リサイクル証明取得の難易度から実質エコマーク認定商品を求められ、海外メーカーの排除でありWTO政府調達等の国際入札の阻害にあたる。		
85			現在、エコマーク取得商品は1社の防護服のみであり、独占状態を避けるためにも猶予期間を設けるべき。		
86			判断の基準において「再生原料50%以上の商品」または「エコマーク認定商品」を限定しており、製品の上流に限定しているが、作業着業界においては、使用後のリサイクルにより、再原料化する下流のしくみである「ユニフォームリサイクルシステム（公益社団法人環境生活文化機構）」の条件も追加すべきである。	対象とする製品は、エコマークの「使い切り製品」を想定しているため、現段階では再資源化は考えておりません。 なお、ご意見を踏まえ、再資源化の仕組みの基準化等については今後検討する場合の参考にいたします。	1

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
87	災害備蓄用品	8 備蓄用作業服	エコマーク認定基準を満たすことと、備考 1 の「再び着用することを想定していない」は矛盾している。	エコマークではワンウェイ製品を「使い捨て製品」と「使い切り製品」に区別しています。備蓄用作業服は「使い切り製品」を想定しており、製品の用途や機能、衛生面での配慮、法律的な制約などの理由により繰り返し使用が不可能な製品で、かつ繰り返し使用できる代替製品がないものです。 ただし、今回の改定案で提示した備考 1 の記載では、誤解を生ずる恐れがあるため、ご意見を踏まえ修文いたします。	2
88			災害備蓄用品の「備蓄用作業服」は使い捨てが前提であり、エコマークの条件に合わないため、グリーン調達条件から除外すべき。		
89			防護服は性能が優先されるべきで、エコ基準のものを優先するという誤認により災害時の被害を大きくするリスクがある。また、1社しかエコマーク認定商品製造できる会社がなく独占を誘導することになっていないか検証の必要がある。性能・供給面を改めて考えるべき。	判断の基準を設定した備蓄用作業服は「再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品」であって、再生プラスチックを原料としていない場合は対象とはなりません。また、エコマーク認定商品に限っているわけでもありません。したがって、原文のとおりとします。	1
90			エコマーク認定基準に「同等のもの」と記載されているが、具体的な定義がないため運用に不統一が生じる懸念がある。具体例としてISCC Plusなどを挙げるべきと考える。	WTO政府調達協定第10条により、「又は同等のものであること」を付することとされています。 なお、グリーン購入法の判断の基準への適合状況については、根拠資料等を用意することを前提として、製造事業者又は販売事業者等の自己適合宣言で足りることとしております。	1
91			災害の定義も明確にする必要がある。	災害対策基本法においては、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」とされています。	1
92	役務	9 食堂	食堂における有機規定が配慮事項から必要要件に格上げされるのは良いと思う。	－	1
93	ごみ袋等	10プラスチック製ごみ袋	炭酸カルシウムを配合したごみ袋が、「バイオマスプラスチック」「再生プラスチック」を使用したごみ袋以上の環境負荷低減効果が確認され、またシートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られ、プラスチックリサイクルの阻害要因にならない場合（内容物と一緒に焼却処理工程で処理される場合に限る）、充填剤の使用に炭酸カルシウムが該当するか。	備考 9 に示した充填剤の定義のとおり、炭酸カルシウムは容量を増すこと（増量）を主目的とする物質に該当するものと考えます。 なお、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とする物質は適用外としています。 また、「バイオプラスチック導入ロードマップ（令和3年1月）」においては、可燃ゴミ袋は特に温室効果ガス排出抑制に資するバイオマスプラスチック（非生分解性）が適しているとされています。さらに、炭酸カルシウムをはじめとしたプラスチック複合素材においては複合素材を限定して回収・選別し、リサイクル等の処理を実施する必要があるとされています。このため、複合素材の使用においてはクローズドループでのリサイクルの実施が必要であることから、現段階において複合素材を配合した製品をグリーン購入法の対象とすることはないと考えております。	7
94			「エ.プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。」と記されているが、あらゆる充填剤の使用が不可となるような表現は避けていただきたい。また、「添加物として充填剤を使用することによる環境負荷低減効果が確認されており、プラスチックリサイクルの阻害要因にならない場合には適用しない」旨を判断の基準で追加していただきたい。		
95			炭酸カルシウムとバイオマスプラスチック25%を配合したごみ袋について、充填剤の使用に炭酸カルシウムが該当するか教えていただきたい。		
96			炭酸カルシウムは充填剤としても解釈されるが「バイオマスプラスチック」「再生プラスチック」を使用したごみ袋以上の環境負荷低減効果が確認され、またシートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られ、プラスチックリサイクルの阻害要因にならない場合、炭酸カルシウムと再生プラスチック40%を配合したごみ袋は環境物品等への需要の転換、ライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品などの選択に寄与するものと考えられる。こうした製品であっても充填剤の使用に炭酸カルシウムが該当するか教えていただきたい。		
97			添加物の使用により厚みが増してしまう懸念に対しては、「呼び厚さの基準」を定めることで、プラスチック使用量が増加することを防ぐことも可能である。現在の改定案では炭酸カルシウムを配合したごみ袋は、判断の基準を満たしていないため、「添加物として充填剤の使用が環境負荷低減効果が確認されており、プラスチックリサイクルの阻害要因にならない場合には適用しない」旨を判断の基準で追加していただきたい。		
98			充填剤の定義は多様な解釈ができる。炭酸カルシウムは成形時の冷却速度を低下させることで生産性を向上させ、ライフサイクル全体でのGHG排出量を削減するなどの効果が期待できる。炭酸カルシウム配合ごみ袋は、バイオマスプラスチックや再生プラスチックを使用したごみ袋と同等以上の環境負荷低減効果が見込まれ、シートの厚みを薄くするなどの軽量化も可能である。したがって、充填剤の使用が環境負荷低減効果を確認され、プラスチックリサイクルの阻害要因にならない場合には適用しない旨を判断の基準に追加していただきたい。		
99			炭酸カルシウム配合ごみ袋の密度が水との比較で1.0を超えること、また厚みが増してしまう懸念に対して、「呼び厚さの基準」を定めることを条件に、ごみ袋の判断の基準、配慮事項を再考いただきたい。		

連番	分野	対象(品目等)	意見	対応方針	意見数
					101
100	ごみ袋等	10プラスチック製ごみ袋	一定量の炭酸カルシウムを配合したごみ袋については、環境負荷の低減効果が認められた場合は、グリーン購入の対象となるよう検討いただきたい。また、可燃ごみとして使用される等、焼却することが明らかであるごみ袋については、炭酸カルシウム配合による温室効果ガス排出量の減少がより確からしいことから、特に優先してグリーン購入の対象とすることを検討いただきたい。	備考 9 に示した充填剤の定義のとおり、炭酸カルシウムは容量を増すこと（増量）を主目的とする物質に該当するものと考えます。 なお、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とする物質は適用外としています。 また、「バイオプラスチック導入ロードマップ（令和3年1月）」においては、可燃ゴミ袋は特に温室効果ガス排出抑制に資するバイオマスプラスチック（非生分解性）が適しているとされています。さらに、炭酸カルシウムをはじめとしたプラスチック複合素材においては複合素材を限定して回収・選別し、リサイクル等の処理を実施する必要があるとされています。このため、複合素材の使用においてはクローズドループでのリサイクルの実施が必要であることから、現段階において複合素材を配合した製品をグリーン購入法の対象とすることはないと考えております。	1
101	その他	その他	政治的に歪められた科学的知見に基づく政策は誤りを招き、利己的な行動は環境を悪化させる。全てが幸福に生きる環境を目指し、皆で一から考え直すべき。	今後参考とさせていただくためのご意見として、掲載させていただきます。	1